

Carl F. Petry 著 *The Criminal Underworld in
a Medieval Islamic Society : Narratives from
Cairo and Damascus under the Mamluks*
(Chicago Studies on the Middle East 9)

Chicago : Middle East Documentation Center on behalf of the Center for
Middle Eastern Studies, the University of Chicago, 2012 (viii+365pp.)

五十嵐 大 介

いかなる社会的行為が為政者あるいは社会によって「犯罪」とされ、それにどのような罰が与えられたか、という犯罪と刑罰をめぐる一連の問題系には、当該社会の価値観・秩序観が反映されている。他方、犯罪と刑罰の研究は、為政者ら「秩序を維持する側」と彼らによって「犯罪者」とされる人びととの間の認識の相克と互いの緊張を露わにする。このように犯罪の研究は社会史研究において重要なテーマであるが、前近代中東イスラーム史の分野においては、本格的な研究は立ち後れてきた。しかしながら、近年の（特に欧米学界における）マムルーク朝研究の隆盛とそれに伴う研究対象の多様化とともに、マムルーク朝時代におけるこの分野の研究が次々に発表されている [Husayn 2002, Stilt 2011, Martel-Thoumian 2012]。2012年に国際的なマムルーク朝研究のセンターであるシカゴ大学中東文献センターから刊行された本書も、こうした研究動向の中に位置づけられる。

本書の著者、Carl Petry氏は、アメリカを代表するマムルーク朝研究の大家であり、長きにわたって欧米の学会をリードしてきた。彼はこれまでに、文民エリートについての統計的研究やワクフ（寄進）文書を用いた政治史・社会史研究を中心に、3冊の単著を含む40近い研究を発表してきたが¹⁾、近年は特に犯罪・刑罰に関する歴史研究に取り組んできた [Petry 1999, 2003, 2005, 2006, 2011]。その一つの到達点として満を持して上梓されたのが本書である。

本書の構成は以下の通りである。

- 第 1 章 イントロダクション：ある中世イスラーム社会の犯罪の世界
- 第 2 章 社会騒乱：暴力から便乗行為へ
- 第 3 章 盗みと強盗：略奪行為対共謀
- 第 4 章 汚職と詐欺：洗練された虚言

1) 彼の研究文献リストは *Mamlūk Studies Review* 14 に掲載されている。

- 第 5 章 風紀と不道徳：抑えられないことを取り締まる
- 第 6 章 根源的な犯罪行為：宗教上の不一致
- 第 7 章 殺人：耐えがたいことを法廷で争う
- 第 8 章 「知能犯罪」：陰謀・スパイ活動・偽造
- 第 9 章 犯罪の処理：原則と便宜
- 第 10 章 結論的所見

続いて、各章ごとの内容を概観しよう。導入部となる第 1 章では、本書の研究の方向性と史料について以下のように説明される。史料としてはマムルーク朝時代のカイロとダマスカスで著された年代記を用いる。マムルーク朝時代にはオスマン朝時代のような法廷台帳は残っていないものの、法廷台帳が各事件について簡潔なデータを記すのみなのに対して、年代記に記載された犯罪記録は、総計 1000 件以上というその数の多さのみならず、個々の事件の詳細に関する豊富な記述を含んでいる点で非常に有用である。ただし、年代記を利用する場合、そのバイアスについて留意する必要がある。すなわち年代記に犯罪事件を記すことには、読者の興味を引くという目的と（このため平凡な事件が記録されることは少なくなる）、犯罪を取り締まることができない支配層の無能ぶりを示すことや、支配層と犯罪者との共謀関係を弾劾するという、為政者への批判という目的があった。その上で、本書で用いた 11 の年代記とその著者である 9 人の年代記作家（Ibn al-Jazarī, al-Maqrīzī, Ibn Ḥajar, al-'Aynī, Ibn Taghri Birdī, Ibn al-Ṣayrafī, Ibn al-Ḥimṣī, Ibn Ṭūlūn, Ibn Iyās）について解説される。

続く第 2 章から第 8 章までは、犯罪をカテゴリー別に分け、それぞれについて年代記から事例をあげながら、そこから読み取れることを解説していく。各章の最後には「所見 (Reflections)」として簡単なまとめが提示されるとともに、中世ヨーロッパを中心とする他地域の犯罪史研究の成果との簡単な比較が行われる。

第 2 章で扱われる社会騒乱は、史料中に最も頻出する「犯罪」である。民間人の暴動は、体制側への不満を表明するものであったが、他方で彼らはそれを略奪の機会として利用した。特に王朝末期のダマスカスにおいて、暴動には特定の地域／街区を実効支配する準軍事的集団が関与した。軍人の暴動も、政府高官に対して怒りを表明するのみならず、略奪を正当化するために行われた。特にスルターンのマムルーク軍団は、俸給を増額するようスルターンや担当者に圧力を加える手段として自覚的に暴動を起こし、カイロ市内に繰り出し民衆を襲撃した。その他、奴隷の反乱や放火事件（事例は少ない）についても触れられる。

第 3 章は個人による窃盗と集団による略奪・強盗を扱う。ベドウィンによる略奪行為は政権によって厳罰に処せられたが、ほとんど効果が上がらず、年代記では政府の支配力弱体化の象徴として描かれている。他方で政権の側もベドウィンの地方支配をある程度認めざるを得ず、両者の間で地代や収穫の取り分が交渉されたようである。個人の窃盗は、年代記においてはその悪索性よりもむしろ手口の巧妙さを際立たせるように詳述され、事件のヴァリ

ーションも豊富であった。著名人の財産が盗まれた場合、被害者が不正に財産を得ていたことを示唆することも多い。盗みを働いた人物の改悛とそれに関わる宗教的逸話も好んで記載された。武装集団による強盗では、個人の邸宅や市場に加え、墓地や宗教施設の多い地区も格好のターゲットとされた。

第4章で扱われる「汚職と詐欺」は、ワクフ資産の横領、賄賂、不当な財産没収、役人の不正行為（高利貸しや市価以下での物品の調達など）、不正な課税、借金、着服（特に他者の遺産の）、詐欺、その他の不正行為（偽造、偽証、賃金未払い、高利貸しなど）というように、ヴァリエーションに富んでいる。これらのうち、賄賂と財産没収については合法か違法か曖昧であるが、年代記は没収資産の着服や拷問や脅迫による残虐な財産没収を犯罪として描写している。借金の帳消しはシャリーア上犯罪であったが、時に為政者は自らの寛大さを示すためにそれを行い、投獄されている債務者を解放した。年代記では債権者の残虐性が非難される傾向が高いものの、一方で借金を返済しない人間も非難され、その免責と解放も無謀な行為と見なされた。

第5章「風紀と不道德」では、①飲酒による酩酊および違法な酒販売、②姦淫と不倫、③強姦、④売春、⑤男色および同性間の強姦、⑥女性の外出と衣服をめぐる問題を扱う。これらは他の犯罪ほど記述は多くはないものの、社会全体への脅威として認識されていた。これらの問題のうち①②④⑥の罪は、特に神の罰としての天災や超自然的な災厄の原因と見なされた。居酒屋の閉鎖やワインの製造・販売禁止と廃棄は、新スルタンの即位時や疫病（ペスト）の蔓延時に実施された。⑤の罪は特に外国人に帰せられることが多い。

第6章で扱われる宗教上の違反や逸脱行為は、大きくムスリムによるものと非ムスリム（主にキリスト教徒）によるものに分けて扱われる。ムスリムによるイスラーム・預言者・その他神聖視された人物に対する冒瀆は、シャリーア上極刑に値する重罪であったが、実際に死刑となることは少なかった。（体制側にとって異端／有害と見られるような）予言や幻視を見た主張する人物は、精神異常者として投獄され、その後改悛させられるなど、厳罰に処せられることは少なかった。ムスリムが単純な不信仰（クフル）の咎で死刑に処せられた事例は稀であるが、棄教したと訴えられた人物はコミュニティに対する脅威と考えられ、しばしば死刑とされた。非ムスリムの事例に目を向けると、彼らに特定の衣服やターバンの着用を義務づける服装規定への抵抗は散発的に現れた。イスラームへ改宗した元キリスト教徒がイスラームを棄教することは最高レベルの重罪として処刑された。キリスト教徒によるイスラームの冒瀆は、ムスリムによるそれよりも処刑される確率が高かった。非イスラームの宗教施設の新規建設やその規模についての制限を破った場合、その施設が縮小あるいは破壊された一方で、その背景や原因については年代記ではほとんど触れられない。また、政府高官が非ムスリムを優遇したりその不正行為に荷担しているとしばしば批判された。こうした宗教問題においては、マールク派の法官が最も強硬な立場を取った。

殺人を扱う第7章では、まずシャリーア上の殺人に関する規定が整理される。シャリーア

では殺人は是認されるものではなく訴訟の対象であるものの、コーランやハディースで具体的にハラームとされたり禁じられたりしてはおらず、他方で伝統的な部族的慣習の文脈内で解釈された問題であり、被害者の親族は加害者本人に対し復讐をするか、血の代償金を受け取る権利があった。しかし年代記ではこうした私的な解決が行われる事例は少なく、約150件の殺人事件の中で血の賠償金による解決が見られたのはわずか3件であった。民間人が関わる殺人と軍人が関わる殺人は、年代記において別々に扱われている。民間人の殺人の動機は様々に見られるが、窃盗や強盗の際の口封じが最も頻出する。街区を根城にする武装集団同士の抗争と殺人は王朝末期のダマスカスにおいて多く見られた。総督が街区の住人に科した殺人の罰金は、「和解 (maṣlaḥa)」と呼ばれ、血の代償金とは区別された。名士が犠牲となった殺人事件は宿怨によるものが多く、盗みに付随したものは少なかった。家内奴隷による殺人の場合、被害者のほとんどはその主人であった。殺人を犯した奴隷の半数を女奴隷が占めているが、これは女性の殺人犯の中で最も多数を占める。女性は殺人犯としてよりも被害者として現れることが多く、夫によって殺害された事例も多い。軍人の関与する殺人の件数は、民間人の半数程度であった。同ランクの軍人同士の殺人では、党派的敵対関係が主要な動機であったようである。スルターンによる恣意的殺人は為政者としての他者の処刑を命じる特権や政治的暗殺とは区別され、自制心の欠如と見られ評判を落とした。民間人が軍人を殺害した場合は極刑に処せられたのに対し、軍人が民間人を殺害した場合は、それが高名な人物が相手だったとしても、多くは処罰されなかった。ただし民間人にせよ軍人にせよ殺人犯のうち死刑に処せられるのはおよそ3分の1に過ぎず、残りは逮捕や刑罰を免れている。

第8章「知能犯罪」では、体制への「反逆罪」に相当する犯罪を扱う。スルターンの暗殺計画はもとより、政権の権威を損なう流言も厳しく処罰された。マムルーク朝治下に居住／滞在しているヨーロッパ人やペルシア人などの外国人コミュニティは、社会不安を引き起こしたり、スパイ活動に従事するのではないかと嫌疑の目を向けられていた。ただし対外勢力によるスパイ活動について史料中で言及されることは稀であった。また貨幣の偽造は反逆罪と同一視され、かつしばしば宗教的マイノリティや外国人と結びつけられたが、こうした傾向は中世やルネサンス期の西ヨーロッパでも見られたという。

以上の各犯罪の事例を踏まえ、第9章「犯罪の処理」では、かかる犯罪を国家がどのように処理していたかを見ていく。捜査と逮捕を担当する正規の役人のうち、ムフタスイブ（市場監督官）は主に詐欺的行為の摘発と風紀の取り締まりに従事するも、その地位は不安定で、社会不安時にはしばしば政権によってスケープゴートとして解任された。一方軍人が任命されるワーリー（警察長官）はより安定的かつ実行力を備えたポストであり、警察権行使のための武力を備え、個人／集団の窃盗・強盗、風紀違反、詐欺、暴動、財務官僚の違反行為などあらゆる犯罪に対処した。司法機関としては、シャリーアに則って裁くカーディー法廷では、敵対するカーディーの犯罪行為、宗教関連の違反、ジェンダー規範の違反が争われる事例や、政権による司法の独立への介入への抵抗といった事案が年代記中に現れる。一方で、

宗教関連の問題の中でも特に重大な案件や、行財政に関する問題の場合、カーディー法廷を飛び越えて直接軍人の高官が裁判に携わった。上訴においては主にスルターンや総督が座長を務めたが、年代記中に現れるものは、公的なマザーリム法廷のシステムに則ったものではなく、特定の事案に対するその場限りでの応答として行われたものであった。刑の宣告と執行については、上記の各種犯罪のカテゴリー別に、公訴される割合、刑が執行される割合、量刑についてまとめられている。

最後に、第10章においてこれまで述べたような各章ごとの簡単なまとめを全体の総まとめとして提示して、論を結んでいる。

以上が本書の概要である。本書の特徴は、その副題に「マムルーク朝下のカイロ・ダマスカスからの語り」とあるように、年代記作家が犯罪行為をどのように描いているか、というところに分析の視座を置いているところにある。その上で、年代記に現れる犯罪の種類、犯罪者／被害者の属する社会集団別（民間人、軍人、奴隷、女性、非ムスリムなど）の違い、量刑、犯罪者の逮捕と事件の解決が見られたか否かなど、細かく分類・整理しながら見ていくことにより、犯罪と刑罰をめぐる多様性を描き出している。年代記はマムルーク朝研究における基本史料と言えるが、そこに含まれる犯罪関連の記述の全体像を知る上で非常に有益な研究であると言えよう。一方で、一言に「年代記作家」といっても、実際に法官として司法に携わった人物からマムルーク軍人の縁者までその社会的属性は様々であり、執筆した時代背景も異なっている。各々の史料／作者ごとの傾向の違いや時代による変化についてより意識的であるべきではないかとの疑念を抱いた。また、そもそも何を「犯罪」と見なすかについては、著者の選択に疑問に思う点も少なくない。仮に「犯罪」を社会学の定義に依拠して「処罰される行為が犯罪である」と捉えるならば、国家権力によって行われた財産没収や政府高官の「不正」など、このカテゴリーにくくることに疑問があるケースが少なからずある。また、犯罪を取り扱う司法制度の全体像については、本書を読む限りではよくわからない。このように、多少物足りなさを感じる部分もあるものの、いずれも本書の本筋とは離れた部分である。何よりも本書の魅力は、史料中に現れる具体的事例を多数引き、それを活写している所にあると言え、それ故このような書評という形では、残念ながらその面白さを十分には伝えきれないだろう。本書を実際に手にとって、その豊かな「語り」に耳を傾けてもらいたい。

参考文献

- Ḥusayn, 'Alā' Tāhā Rizq (2002) *al-Sujūn wa-al-'Uqūbāt fī Miṣr "'Aṣr Salāṭīn al-Mamālik*". Cairo: 'Ayn lil-Dirāsāt wa-al-Buḥūth al-Insāniya wa-al-Ijtīmā'īya.
- Martel-Thoumian, B. (2012) *Délinquance et ordre social: L'État mamlouk syro-égyptien face au crime à la fin du IXe-XVe siècle*. Bordeaux: Ausonius.
- Petry, C. F. (1999) 'Quis Custodiet Custodes?' Revisited: The Prosecution of Crime in the Late

Mamluk Sultanate. *Mamlūk Studies Review* 3, 13-30.

Petry, C. F. (2003) Al-Maqrizī's Discussion of Imprisonment and Description of Jails in the *Khiṭaṭ*. *Mamlūk Studies Review* 7 (2), 137-143.

Petry, C. F. (2005) The Hoax of the Miraculous Speaking Wall: Criminal Investigation in Mamluk Cairo. In: Wasserstein D. J. & A. Ayalon (eds.) *Mamluks and Ottomans: Studies in honour of Michael Winter*. London: Routledge, 86-95.

Petry, C. F. (2006) Crime in Mamluk Historiography: A Fraud Case Depicted by Ibn Taghribirdī. *Mamlūk Studies Review* 10 (2), 141-151.

Petry, C. F. (2011) The Politics of Insult: The Mamluk Sultanate's Responses to Criminal Affronts. *Mamlūk Studies Review* 15, 87-117

Stilt, K. (2011) *Islamic Law in Action: Authority, Discretion, and Everyday Experiences in Mamluk Egypt*. Oxford: Oxford University Press.

(東京大学大学院人文社会系研究科附属次世代人文学開発センター)